

孝經樓漫筆

二

15
54
2



一之水戸林町
和漢傳六所
三賜屋三良

門普5
籍今々
卷 2

孝經樓漫筆卷二

君子國

北山山本信有抄

續日本紀唐人云海東有大倭國謂之君子國人民豐

樂禮義殷行カシニシテ少云々

日高三國

日高三國タカミクニのち桃生郡とも、変名へり。次、日高見
神社とて、授サシなまも、何れに、但いあ、日
高見と申し、以り、常陸とて、い、法も、く、西に
有、之、以、常陸國佐支郡とも、古語日高見玉中

孝經樓漫筆卷二



傳、結城郡も日言見山と申有るは、弘仁私記
亦申らん申は、いづれもあま地高くつらる
日の見えし西と申す言えは、あれも快くぬ悦
ふは、古の統御に、大殿祭などあは、日言見のたを
安國とさし、うめ給ふ申りて、古の時、大和
玉河内和泉攝津等の地へ代り給都と遷されん、
その皇居は、山城、日言見國と稱したる事には、
蝦夷の古法、借して、主於を、日言見と申す申
は、申らん、又ハ神代より、これに傳せられ、希皇
と、その由急ふ、山城の名も、ほよのありと、名ん

そまを、今も、詳す、伏し、

國郡名用二字好字

舊事紀、古事記、日本紀、姓氏錄、風土記等に有るは、地
名字を、今お合の、これに、おくは、正元の時、風土記
の時、好字と申ひ、よまを、又、延喜中、申の、時、
國郡名、二字、常用、申す、は、ゆ急む、一、字、有る、と、
字を、添へ、三、四、字に、五、り、は、字、減、古、は、
大、愛、ト、い、い、よ、り、上、世、事、と、記、は、
小、そ、や、高、天、原、天、香、久、山、日、言、見、國、と、申、
の、類、苗、村、名、の、ま、に、い、と、あ、は、天、地、の、外、り、求

め、或を不地に多量の地の中を、誰に与へるべき乎、
白石手簡

公解田

山城國、公解田、凡十五万束、五十束、青采五升

守給六分稻五万束也、介給四分稻三万三千三百

目給二分稻一万六千六百史生給一分稻八千三百

束、但史生三人合テ二万四千九百九十九束、

諸國准之可知也、依國大小上下、稻束有差別、載詳

于令義解等也、

北山云、一町恐一段之誤、百町應青采五百石、

田一町、凡長三百步、廣十二步、稻采十町、長三百步、廣百二十

步、稻五千束、青采五石、百町稻五万束、青然則國守給地一

百町、

位田八町、山城上國也、上國之守、職分田二町二反、

上國介以下畧之、

凡國小、公田、公解田、職田、位田、功田

口分田等の差別あり、親王大臣に封戸ハ、中世の

庄園なり、

一段一町 一代 貫石

孝徳紀小、凡田長三十步、廣十二步、爲段、十段爲町、田令

同、

石と次

俗説贅辨續編に、中古地才の知行と辨るに、百石千貫といふ事、今も仙臺小其名あり、此數を以て、
ゆゑに知る人あり、武家系圖、相模入道高時の子、
領知二十八萬七千貫、當代知行百石十三萬五千
石、是田一段と一貫ありたる、その事あり、亦ある人、
奥の人に聞たるとして、語らるゝ、いふ事あり、水樂鏡十
文に、米は合八斗と賣ゆべに、百文に合升八合、百石は
合十八石に當る、然し、知り百石は、今の知行百石と
おぼし、大抵知行、百石八分の免あり、
米は

十八石と百石と名は、是古法あり、
或友人云、右諸説皆非也、土佐國幡多郡中村郷不
破村、八幡宮寶藏に、一條家の古文書あり、

於本々中村

八幡新内考進田事

- 中、新田 一所 奉貫 有間之内 小任小作 孫六郎
 - ハシラ松 一所 奉貫 目黒之内 泉
 - 大ホトケ 一所 七百五十分 花橋分
 - ミツフ 一所 二百二十分 五石分
- 合三貫分領

永祿二年己未三月吉日

唐政印

右の文書と按ずるに、田千歩と一貫と、次今の三畝
 三畝十歩あり、あれは千文と一貫と、是れは、
 然るに百歩は田十萬歩、その三十三畝三畝十歩
 知行、三百三十三石三斗三升三合と、是れは、
 多中も、かくの如く、行餘隨筆に、田千歩
 と一貫と、あれは、知行、
 今の法、小あは、三十三畝三畝十歩あり、
 千三百三十三石餘の所と、領するより、伊深系
 解せり、關東、あは、苗圃把と、百貫と、
 あり、あは、

是は、千石ハ千貫のりあり、
 勸農古本録、永祿と、
 立る法あり、

名田

名入部に日本紀、
 是は、
 園と、田小名、
 名田、

縣

あは、
 縣に、
 吾田の、

倉にあり己が領知ある事などより古今集文
屋康秀が三海掬ふなりて小町がまややくあがらん
あははゆいづるまよとやとつひおろりたるも田舎
あらん得ぬひたるまよさややめり、あがたも玉の
酒の田舎にあると
あらん

三十六町一里

道のゆがと二十六町一里とまらひつる世より
あさごあさるらんある後、後鐵田の大は世より
乃りめりといふをまへり、孝僧都の富士の
道記に、をはのむとは君と都より十三里やのひ

英徳のそる井を、しより十に里まどつくふ、
登る今世のほごをまへり、

中國

類聚三代格元慶二年二月三日、官符伏尋物情、陸奥
出羽之在絶遠、尚限五年、因幡出雲之居、中國何得
六年、山陰山陽の國と

伊寺水門

日本紀、仁徳紀に、伊寺水門、天將蝦夷の為り
戦死のり、は伊寺と申は、後日本紀、神
獲系、元年に、伊治の城と築ふ、中がて、桑原郡と改

められぬ中、あま桑原郡と遷行し始より伊予
伊治のつも申入のつとく古書に地名ハ伊予不伊世
日あつさぬゆり申入に字ハ不同りゆとも語ハ同ト
くハ申入のつとくハ相桑原ハ當時貴族の封内少
存ハ、石石手簡

山城

續日本後紀、兼和三年十月承前之例畿内國次以大
和國處之第一、勅宣據新式改之、以山城國處之第
一云云、平安城遷都後延暦十三年仁明天皇勅
定也云々

石山

大坂、中古まで石山とよびしや、永祿十年の古記
に、東成郡、生玉庄、石山本郷と書る、
攝陽羣談、十卷有り、日本紀に、仁徳天皇御製、
鳥瑤介と傳り、釋紀に、小坂といふ、今東生郡天王寺
村有り、相坂ありたり、後世大坂と作るハ、明急のころ
よりあや、とあるは、つとくをさくゆん、

難波堀江

守屋の如來と稱し、池ハ大和の飛鳥郡里にあり、難波
堀江、難波のりあり、橋津の難波堀江小あり、次

今撰出の堀はる、阿弥陀が他と保く如來と捨く
所や、元禄十二年、一字派建て、蓮池山知善院和
光寺と号し、信濃の善光寺骨七歌の像と中下し、
より安直也、

佐渡金山

宇治拾遺に、結登の國に後とやる者、佐渡の玉ふ、去る
秋の花咲たる所ありとつひき、金八子あむりり
やり、能てちさしゆはまなりたるり、いゝたり、
但馬きの崎乃湯

増鏡に、安嘉門院、丹後のあまはけ、立、後、トに

少き、おと、まほそれより但るのき、おと、よのいで
湯、おと、に、くらせ、後、大鏡、堀、これ、攝政、も、や
る、後、り、し、時、き、こ、や、る、は、業、甲、の、り、り、り

目まねてもの歌

弘法大師の、り、ま、れ、き、も、ろ、み、や、ま、は、く、ん、の、歌、を、
ほ、乃、人、の、偽、り、て、は、く、ま、る、も、の、な、り、
な、れ、と、の、む、ま、き、よ、と、ま、り、お、ま、く、
の、ち、よ、み、は、ら、ら、と、あり、

釋迦ヶ嶽

金峯山より、釋迦ヶ嶽、も、十三里、釋迦ヶ嶽より、神山まで
六里、は、あり、と、あり、俗、は、金峯山と、大峯と、あり、

たまご、そは保あり、金峯山、海をけりて、大さの
つゝ、神仙のあり、千載集、詞書にも、た
けより大峯にまうり、つゝて、神仙といふ所、てと
あり、

五十四郡

奥州郡の數は、事、延喜式は三十五郡とあり、順倭名
抄は三十六郡と有る、以て、注小、白河郡とつけ、
大沼、河沼、二郡とあり、信夫郡と分る、伊達郡と
あり、と見え、去る、つゝ、三十九郡とあり、つゝ、
環翠軒の節用集は、五十四郡と有る、式乃

身は、勅撰といふ、一編、むらに及ぶ、ぬり、空、然、延喜
のあり、むは、三十五郡と定免られ、つゝ、一定、倭名
抄、其事、も、勅撰、は、つゝ、り、むら、も、作者、繼、つゝ、あり、
勿論、一、伏原、環翠、は、つゝ、り、むら、の、撰、以て、如、此、あり、さ、ま、
の、名、免、免、は、然、つゝ、今、に、至る、其、取、及、以、ゆ、ん、つゝ、も、
六十郡におよび、つゝ、り、むら、の、撰、れ、と、つゝ、存、南、毛
つゝ、い、来、去、年中、諸國、町、市、の、あり、つゝ、い、つゝ、り、ん、
而、諸家、より、書、出、り、起、於、今、は、五十二郡、つゝ、大、う、
古今沿革、推知、むら、つゝ、り、むら、り、以、延喜式、倭名抄
に、つゝ、り、郡名、口、つ、尚、附、り、ん、つゝ、以、

ふにあるさるの事ハ變じてあやまりりて五十二
 郡尚存すといふが本従と存せらるる。○又按むるに
 貞呂又十二郡ハ、その内白河、宇多、宇太、郡ハ、白
 河、白川、一郡と、領主のちりるがさういふあり、後
 宇多ハ、仙臺領も相馬領も、法領も、そのうち
 法介、凍鑑にも、糟谷郡比内郡、二ツあり、南部領と
 比之内、以上白石手簡

象瀉

奥州に象瀉とて名所あり、象瀉ハ出羽にあり、
奥州と云ハ誤なり、我國
 名をむり、象あり、久又ハ此地象のかたちよ

似たるものあり、云人あり、象瀉ハ、出羽のうち、攝せり、
 緣因法師の歌に、

世の中をうけても、けりさけか、
 あまのつゆや、あまのつゆハ、
或ハ、
書ハ、

このは、歌書に、や貝とて、さる、今羽州
 の人にきけ、魁蛤或ハ、
書ハ、と、國ハ、さ、貝とて、
 と、つ、や、き、など、同類異物、て、あ、
 貝もその一種、ゆり、さ、象の字、あり、用て、
 蛤瀉文化甲子年、出羽内浦、
大蛇、
山

日高見の國とは、變して多賀城なりと總稱し
 たると思ふに、常陸に信太郡と日高見と申す
 以ども、これ又列二の日高見國にては、日本紀
 申す、陸奥州たり疑なく思ふに、日本紀 景行紀
 小竹之水門ハ竹たつと後、古の多賀郡府のあり
 ずといふ白石手簡

多賀城

多賀城の事、後日本紀に、大野素人の築し、中、碑を
 そのわくに、後、少は多賀國府と申す、倭名
 抄、多賀郡と玉府と申す、多賀國府と申す、

此、竹の水門ハ多賀とて、日本紀の作者ハ竹と記
 され、後、後日本紀ハ、多賀と、この地名二字を
 考ふるに、多賀をぬくも、好字と採用たるふに、同上

石原

小田原記に、上杉朝興小原の為、江戸の城と陷ら
 ず、石原へ退き、石原あり、石原兄弟を戦死した
 ま、い、安も、江戸、河越へ移ると、なり、
 石原といふに、江戸より府中へ申す道あり、
 石原なるは、江戸より、六里ほどあり、
 所あり、於此退き、地名の石橋あり、太平記、

うら負退一西石原とあり一也

天御中主

古事記の瀛に申らん、天御中主は古の帝皇なりと
惟よくまゝいひ、古語にまゝと、言てを、あめと
申すや申はなるとは地名、申す君ふん、さう空
中國、都せしき、古帝皇に、まなつのと中國、
當時もその國の遠小、惟よく有る、文字を
應神の代に、より來り、履仲の代に、始て取用
らる、天の字、御乃字、中は字、主の字につきて、義を
生トは、末代の論に、天照太神の我より先

祭名と神託いとして、當時も伊勢の外まは、是等の
古の帝皇と祭るまは、いそぐりもあは、天御中主
神に在、

源氏長者

西宮記定源氏、爵事王卿中以觸弘仁、御後人爲長
者、重明親王參議等是也、彼時、有上臈源氏公卿、

御曹司

大學寮に、東西の曹司あり、管江此二家、おと司り、
人、振、了、所、り、は、大學の南に勸學院、
立、後、家、の、と、立、南、曹、と、申、り、氏、の、長、者、む、の、と、
學校、

辨畧に、押領使ハ、他領に一揆の者ある少きと、若命と
うけり、一己の勢力を以て、彼と違罰し、至其賞と
因り、その地と押領せりといふ、ゆへに使の字を以て、
使を令り役なり、東鑑に、鎮守府將軍兼陸奥守役五
位上藤原朝臣秀衡、出羽押領使基衡男也といふ、

大領

白石手簡に、國小郡に領せりて、お分りり、郡中と
司り、同等の官に、

稻置

成務帝五年、諸國國郡立造長縣邑置稻置、

兵庫

孝徳紀、大化元年、詔東國國司兵庫と起造し、刀甲弓
矢収聚して、國兵と數へ集め、本主に假給す、

三關

光仁紀、寶龜十一年、三關邊要の外、國れ大小に隨ひ、
以て額となり、依て殷富れ、百姓乃方、弓馬又長ト
たる、その戎點ト、その邊番ト、ちち武藝と習
し、多し、此ち備とまうけ、不意戎ちり、道へ、

内舍人

侍従ハ、文武と兼、内舍人ハ、ちち武備と業少し、
東

とくするに、回トリさ筋よは、即ち勝と申の子にて、
その時金平少中にて、
猷廟の御代に仕へたりて、玉極に貞懃めらむまねて、
清髪をせしも上げしひり、のやそんは、清他界の及
御遠骸と日光に納め系しせは、ありて、年来由
側小奉公仕は某よは、御靈前朝夕の清き仕り
度よくと申おらぬりひり、まねは、後には必
此の事申べく申すも無くは、奇特子系の由
法あり、御靈基の形り申す事には申付ら、初
日光へ引越はと、死しは日に至まで、朝夕に二度づ

御靈屋系指除以下に至るまで、清在世の尊ぶ
一事のよるあり、勅に申に、叙爵は、仰付た
勝依は、但しは、承意中の事申は、ひり、が、に
及らば、男女の色、飲は、法も及らぬ事あり、但
十年と一日の如くにいゆふ、
憲廟の御時に、御品よさき、右を勝督して、おのぼり
日光殿換の中あり、八十餘歳あり、率せしは、
姓名は、今に神のやうふ、日光の所住者、は、
平定良、門跡のつと、まぐ、申は、法よは、法入なり
ゆりて、日光のつと、司りは、まのまに、始て

奉行せしめたりは出来はを代奇代の人物いよ白石 紳書

小山云、湯なるいたりいものたれもかきもの

あり度もたまり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

孝經樓漫筆卷二終

新貞

